

絶対審査

1項目でも不適合

認定拒否

第一次比較審査

※ 今回の認定においては、絶対審査に加え、BS右旋を希望する民放については、特定申請の審査のために一次比較審査の基準への適合性を審査。

第二次比較審査

◆放送を実施する上で必ず満たすべき条件として、以下の基準への適合性を審査
【BS右旋、左旋／110度CS左旋共通】

①基幹放送局設備の確保、②経理的基礎、③技術的能力、④技術基準の適合維持義務、⑤マスメディア集中排除原則への適合性、⑥放送番組間の調和(総合放送の場合)、⑦教育番組の編集の基準等、⑧災害放送の実施、⑨番組供給に関する協定の制限、⑩事業計画の確実性、⑪番組準則の遵守(成人向け番組を行う場合には青少年保護措置)、⑫教育専門番組の要件適合性(教育専門番組の申請のみ)、⑬視聴覚障害者への配慮、⑭番組基準の策定等、⑮番組基準の公表、⑯放送番組審議機関の設置、⑰毎日放送義務、⑱補完放送の提示、⑲個人情報の保護、⑳有料放送の提供条件の説明等(有料放送を行う申請のみ)、㉑試験放送に関する条件、㉒欠格事由(外資規制及び処罰歴)への非該当

◆以下の基準への適合性を審査

【BS右旋】

■特定申請を優先。特定申請を認定してもなお周波数がある場合には、以下①に適合する申請を優先。
特定申請:①下記(1)~(4)の基準、②8/48トランスポンダ以上を認定の日から起算して1年6月を経過する日までに返上すること、③希望する周波数についていずれでもよい旨が記載されていることの要件を満たす申請

【BS左旋、110度CS左旋共通】

■以下の(1)~(4)のいずれにも適合する申請を優先
(1)広告放送の割合(有料放送を除く。):3割を超えない※
(2)青少年の保護:成人向け番組を行わない
(3)字幕番組の充実:字幕付与率5割以上
(4)放送番組の高画質性:ピュア4K・8K番組とそれ以外の番組を視聴者に明らかにする措置

※ 試験放送については、(2)、(3)のみ審査。

◆以下の基準への適合性を審査

【BS右旋、左旋／110度CS左旋共通】

■以下の(1)~(5)の各項目ごとに、より適切な申請を総合評価
(1)広告放送の割合(有料放送を除く。):広告放送率がより低い※
(2)青少年保護:成人向け番組を行わない、かつ、青少年保護措置がより充実
(3)字幕番組等の充実:字幕付与率がより高い、かつ、解説放送の実施
(4)放送番組の高画質性:ピュア4K・8K放送の必要性がより高く、かつ、ピュア4K・8K番組比率がより高く、ピュア4K・8K放送をより確実にを行うことができる体制がある
(5)放送開始の時期:できるだけ早期の放送開始予定(2018年中の放送開始を基本。遅くとも認定有効期間内の放送開始)

※ 試験放送については、(2)~(4)に加え、個人情報の保護、放送番組の多様性、試験放送の実施体制等について審査。